

別紙7 審査基準

番号	分類	評価物	観点	評価項目	詳細	主な評価すべき点 ※カッコ内は評価	基礎点	評価	得点	合計
1	固定点	提出書類	経営基盤及び事業実績が適正か	経営基盤	経営状態が安定しているか	提案事業者の企業信用調査会社における企業診断（評点）で評価する。提案事業者がグループを構成する場合は、平均点とする。（1～10）	5	1～10	50	100
2				事業実績	事業実績は十分であるか	過去に実施した同種事業実績で評価する。（1～5）	8	1～5	40	
3				(任意) 市内事業者の提案、又は 参画	市内事業者（本店が市内にある事業者）の提案、又は市内事業者（本店が市内にある事業者）が開発事業者とグループを構成し参画しているか	市内事業者（本店が市内にある事業者）の提案、又は市内事業者（本店が市内にある事業者）が開発事業者とグループを構成し参画している（5） 市内事業者（本店が市内にある事業者）の提案ではなく、参画もしていない（0）	2	0/5	10	
4	変動点	提出書類及び ヒアリング	提案コンセプトやスケジュールは適正か	(ア) 提案コンセプト	本市経済の活性化が期待できるか。	誘致対象企業に関する考え方について、鳥栖市の人口増加や若年層の雇用増加につながり、高い付加価値の創出や地域への経済波及効果など、鳥栖市経済の活性化の観点から具体的に示されているか。 また、過去にどのような企業を誘致したのか、その実績が示されているか（1～5）	4	1～5	20	70
5				(イ) 事業計画の確実性	適確な事業スケジュールが示されているか	土地利用に関する各種許認可等の手続き、用地取得、調査・設計、造成工事等が周辺環境に配慮した事業スケジュールであるか。 また、造成工事における鳥栖市内企業（本店が鳥栖市内にある企業）の役割について示されているか。（1～5）	2	1～5	10	
6				(ウ) 事業収支計画の妥当性	適切な概算事業費や資金収支計画があるか	概算事業費や譲渡予定価格（単価）について、類似の整備事業と比較して妥当性があるか。（1～5）	2	1～5	10	
7				(エ) 土地利用計画の妥当性	開発の方針や土地利用計画があるか	譲渡区画・公共施設（道路、公園、緑地、排水施設等）の配置や立地企業の業種によるゾーニングが適切なものとなっているか。 周辺の生活環境や交通環境に配慮した提案となっているか。（1～5）	2	1～5	10	
8				(オ) 事業の実施体制	開発を担う事業者における責任者・担当者の配置が示されているか	本事業を適正かつ確実に実施するために必要な実施体制が構築されているか。豊富な経験、専門的な知識等を有する責任者・担当者が十分に配置されているか（1～5）	2	1～5	10	
9				(カ) リスク管理	権利者や物件等への対応方法が示されているか	調整が難航する権利者に対する同意を得るための方策や、開発候補地内の物件等に対する方策、周辺住民や周辺営農への配慮及びその他懸念される事項への方策等が示されているか（1～5）	2	1～5	10	
10				調整池の利活用策	調整池の利活用策が示されているか	調整池の本来の機能を維持したうえで、平常時の地域活性化につながる利活用策が具体的に示されているか（1～5）	2	1～5	10	
11	(キ) 地域貢献策等の提案	防災・災害対策	防災・災害対策が示されているか	地域の防災・災害対策に資する具体的な提案が示されているか（1～5）	2	1～5	10	30		
12	(任意) 地元地域への貢献策	地元地域への貢献策が示されているか	地域住民の利便性向上、交流促進、地域のイメージアップ、カーボンニュートラルに向けた取組など、地域貢献に資する提案が示されているか（0～5）	2	0～5	10				